

時局に思う

日本遺族会会長
参議院議員

水落敏栄

去る二月二十四日、戦没者のご遺骨の収集を推進する為の法案が参議院本会議で可決されました。私は万感胸にこみ上げてくるものがありました。

戦没者の遺児という境遇から、日本遺族会に奉職した私は、四十数年にわたり、英霊顕彰、処遇改善、慰霊巡拝など遺族会の活動一筋に務めてまいりました。中でも遺骨収集事業には、創成期の昭和四十九年から携わらせていただき、ひとときわ思い入れがあります。

諸島、インド（インパール）、ロシア、国内では、沖縄、硫黄島へと延べ十五回におよぶ遺骨収集に参加させていただきました。当初は収集作業が一ヶ月に亘り、雨風さえしのげないようなジャングルの掘つ立て小屋で一緒に戦友会、学生団体等の皆様とは、過酷な環境下で長い期間寝食を共にした分、深い絆で結ばれました。

いつも一柱でも多くという精一杯の気持ちで作業をして参りましたが、遅々として進まぬ状況には忸怩たる思いがあり、平成十六年ご遺族の代表で国政に送っていただいていたのは、こうした遺族の心情をあらゆる場面で訴えて参りました。

そして長年のご遺族皆様の声が届き、平成二十五年四月自民党政務調査会に「戦没者の遺骨帰還に関する特命委員会」を設置していただき、私が委員長を拝命し、一年半余りに慎重な審議の末、ご遺骨の帰還を促進する為の議員立法を作り、前国会に提出し、衆議院で可決、参議院での継続審議となっております。

本法案は、ご遺骨の収集を「国の責務」と明記し、外務省と防衛省に協力義務を課し、今後十年間を集中期間とする、国を挙げて遺骨収集に取り組み法案であります。戦後七十年余りが経過し、先の大戦が風化される中で、未だ一三万人のご遺骨が海外においてそのままになっており、忘れられた存在となりつつあります。

私は、こうした現実を報道機関や学校教育を通じて伝えることこそが、戦争の悲惨さ、平和の尊さを考えるきっかけになると考えており、この法案がその大きな一助となることと期待しています。

この法案は全国のご遺族代表として国会にお送りいただいた私の使命でありますので、「ご遺骨の収集が終わらなければ、戦後は終わらない」この気持ちを胸に、先輩各位のご指導を頂きながら、まさに命がけで法案成立に向け尽力したいと思っておりますので、皆様には引き続きの指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。



英霊に思いを馳せ丁寧に遺骨を掘りおこす。昭和53年、タイ遺骨収集